

Press Release

石川労働局発表 平成 26 年 8 月 29 日

(照会先)

石川労働局労働基準部健康安全課 担当 健康安全課長 山森 修

> 健康安全係長 平岸 徹 連続 076-265-4424

> FAX 076-265-4431

『平成26年度(第65回)全国労働衛生週間』及び『職場の健康診断 実施強化月間』の実施について

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第65回を迎えることとなりました。本年度においても、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までの本週間として、石川労働局(局長高渕憲一)では、次のスローガンの下に以下の各種取組を行うこととしています。

- 1 スローガン 『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』
- 2 本週間(10月1日から7日までの間)に実施する事項
 - (1) 労働衛生週間パトロール

各労働基準監督署管内では、労働災害防止団体や地区労働基準協会等のパトロール員が事業 場を訪問指導する労働衛生パトロールを実施します。

(2) 事業場の取組(別添「全国労働衛生週間リーフレット」を参照)

経営トップ自らによる職場巡視

労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

有害物漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生 の意識高揚のための行事等の実施

- 3 準備期間(9月1日から30日までの間)に実施する事項
 - (1) 事業場での取組(別添「全国労働衛生週間リーフレット」を参照)

・職場の健康診断実施強化月間について

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。

その達成のため、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて 徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に併せて、9月を**『職場の健康診断** 実施強化月間』(以下、「強化月間」と言います。)と位置付け、集中的・重点的な指導等を行う こととしています。

- 1 事業場に対する集団指導、個別指導について(注1)
 - (1)対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

(2) 指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行います。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の 措置の徹底
- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく医療保険者が行う特 定健診・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(注1)

- *集団指導…多数の事業者などの出席する研修会、講習会等の場で指導を行うもの。
- *個別指導...行政職員が個別の事業場へ赴き指導を行うもの。



第65回 全国労働衛生週間

(準備期間:9月1日~30日) 10月1日~7日

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する 国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的 に毎年実施しています。

10月1日~7日を本週間、9月1日~30日を準備期間として、それぞれの職場での安全 衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、 さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理

平成26年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康 問題が重要な課題となっていること、また労働者の健康確保の観点から健康診断の実施の徹底、健 診結果に基づく事後措置などの適切な実施が重要となっていることから、労働者自身や管理監督者、 産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指す ことを表しています。513点の応募作品の中から決定しました。

全国労働衛生週間(10月1日~7日)に実施する事項

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視 ア
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚の ための行事等の実施

準備期間(9月1日~30日)に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づく メンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む 労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとし た労働衛生管理活動の活性化
- エ 作業環境管理の推進
- オ 作業管理の推進
- カ 健康管理の推進
- キ 労働衛生教育の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策 の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害 防止対策の徹底

- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹
- VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン によるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- 化学物質の管理の推進
- チ 石綿障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施の ための体制の整備・充実
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの 促進
- 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組み の促進
- ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の 推進
- 厚生労働省、中央労働災害防止協会 主
- 協 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働 災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



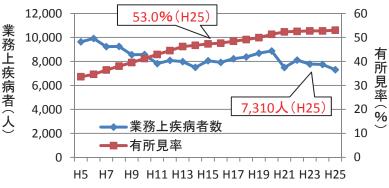
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制

健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告 などに関する統計結果を公表しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針など を掲載しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタル ヘルス・ポータルサイト「こころの 耳」を開設し、職場におけるメンタ ルヘルス対策の促進を図っています。 http://kokoro.mhlw.go.jp/

携帯サイト (QRコード)



産業保健総合支援センター・地域窓口

■産業保健総合支援センター 産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、 研修などを実施しています。

http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

■産業保健総合支援センターの地域窓口 労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人など を対象に、健康相談の実施などの産業保健サービ スを提供しています。

第8次粉じん障害防止総合対策

平成25年度~29年度までの5年間、第8次粉じん 障害防止総合対策を推進します。

http://www.mhlw.go.jp/new-

info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0309-1.html

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援する ために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの 支援事業を行っています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、昨年度に指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。また、指針に基づく腰痛予防講習会を実施しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.ht ml

熱中症予防対策

9月も気温が高いと予想されるため、通知(平成 26年5月29日付 基安発0529第1号)に基づいた 職場での熱中症対策を推進してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047141.html

化学物質管理

事業場における適正な化学物質管理の実施を促進するため、SDS(安全データシート)をリスクアセスメントにどのように活用するのか等に関する、事業者からの相談窓口を開設しました。

TEL: 03-6231-0133

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei 03.html

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年~29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数(休業4日以上)とも15%(平成24年比)以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策 化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html